

令和4年9月9日

市立学校の保護者の皆様へ

和泉市教育委員会
教育長 小川 秀幸

「和泉市 新型コロナウイルス対策に関する市立学校の臨時休業の基準」の
改定（Ver. 5.3）について

平素は本市立学校における教育活動の充実に向け、ご理解ご協力をいただきありがとうございます。

さて、この度、厚生労働省より新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間の見直しがありました。

つきましては、これを踏まえ、臨時休業基準について、療養期間を変更し、改定（Ver. 5.3）にしましたのでお知らせします。

市立学校におきましては、引き続き感染防止対策を徹底してまいりますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、臨時休業の判断基準につきましては変更がないことを申し添えます。

記

【新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間について】

- (1) 有症状患者（※1）
 - (a) (b)以外の者
 - ・発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合には8日目から解除を可能とする。
 - ・ただし、10日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。
 - (b) 現に入院している者（※2）
 - ・発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合に11日目から解除を可能とする。
- ※1 人工呼吸器等による治療を行った場合を除く。
- (2) 無症状患者（無症状病原体保有者）
 - ・検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除を可能とする
 - ・加えて、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後（6日目）に解除を可能とする。
 - ただし、7日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。

※市ホームページにも掲載しています。

※裏面の大阪府作成のフローチャートも参照してください。